

長期優良住宅化リフォーム推進事業(拡充)

令和元年度補正予算:5億円

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対する支援を行う。

事業概要

【対象事業】

以下の①～③を満たすリフォーム工事

- ①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ②工事后に耐震性と劣化対策が確保されること
- ③日常的に使用する居室等の部分が、省エネルギー性、バリアフリー性等のいずれかの基準を満たすもの

※若者が既存住宅取得時にを行うリフォームは適用要件を緩和
(①、②のみ適用)

【補助率】 1／3

【限度額】 100万円／戸

- 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 200万円／戸
さらに省エネ性能を向上させる場合 250万円／戸
- 三世代同居改修工事を併せて行う場合は、上記の限度額のほか、50万円／戸を上限として補助
- 若者・子育て世帯が工事を実施する場合、または既存住宅を購入し工事を実施する場合は、上記の限度額に、50万円／戸を加算

赤字:R元年度(補正)拡充

○インスペクションの実施 ○維持保全計画・履歴の作成

- 性能向上等
 - ・耐震性
 - ・維持管理・更新の容易性
- 劣化対策
 - ・バリアフリー性
 - ・可変性
- 省エネルギー性

○子育て世帯向け改修 ○三世代同居改修



効果

- 良質な既存住宅ストックの形成

- 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

- 子育てしやすい生活環境の整備